

令和6年度山形市介護保険サービス事業者等集団指導

**「高齢者施設における
虐待の未然防止について」**

山形市福祉推進部

指導監査課高齢福祉指導係

高齢者虐待防止の推進

令和6年度より義務化

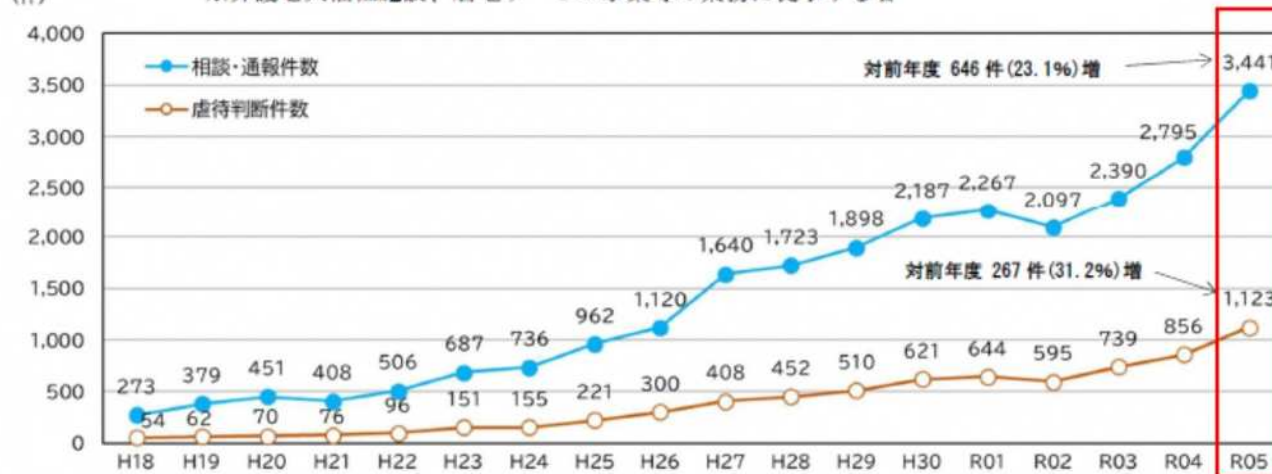
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を
定期的を開催するとともにその結果について、
従業者に周知徹底
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修会の
定期的な実施
- ④上記措置を適切に実施するための担当者の設置

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査結果（相談・通報件数等）】

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

(件) ※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



調査の主なポイント

■ 養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

○ 相談・通報件数は、3,441 件（対前年度646 件(23.1%)増）。

※過去最多で3年連続増加

○虐待判断件数は、1,123 件（対前年度267 件(31.2%)増）。

※過去最多で3年連続増加

○ 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（28.7%）が最も多く、
当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）の順。

○ 虐待の種別は、身体的虐待（51.3%）が最も多く、
心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）
性的虐待（2.7%）の順。

○ 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する
知識・意識の不足」が（77.2%）で最も多く、
次いで「職員のストレス・感情コントロール」が（67.9%）、
「職員の倫理観・理念の欠如」が（66.8%）の順。

○ 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（31.3%）が最も多く、
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.0%）、
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（13.9%）の順。

○ 虐待等による死亡事例は、5 件（5 人）。

山形市の高齢者施設における虐待の現状

高齢者虐待の対応件数

○ 養介護施設従事者による虐待（事案の虐待種別は複数あり）

	R 5	R 6	前年比較
相談・通報件数	2	6	+ 4
事実確認の件数	2	6	+4
身体的虐待	1	3	+ 2
介護・世話の放棄・放任	0	0	± 0
心理的虐待	1	1	± 0
性的虐待	0	2	+ 2
経済的虐待	0	0	± 0
不適切な介護	7	6	- 1

行政処分の事例

■ 身体的虐待

○山梨県笛吹市（令和6年10月29日）

- ・ サービス種別：特定施設入居者生活介護
- ・ 処分：指定の一部の効力の停止（3か月間の新規利用受入停止）

【処分の理由】

- ・ 夜勤時間帯に、入所者1名に対して、介護職員1名が、複数回にわたり、ベッドに押し倒して寝かしつける、髪をわしづかみにするなどの行為を行った。
- ・ 夜勤時間帯に、入所者1名に対して、介護職員1名が、顔を1回叩きベッドに投げつけるような形で寝かしつけを行った。

○大阪府枚方市（令和6年5月1日）

- ・ サービス種別：訪問介護
- ・ 処分：指定の効力の一部停止（3か月間）

【処分の理由】

- ・ 管理者の指示により、喀痰吸引行為に必要な資格を持っていない訪問介護員3名が喀痰吸引行為を少なくとも62回以上行っていた。
- ・ 管理者の指示により、経管栄養等の注入行為に必要な資格を持っていない訪問介護員1名が経管栄養等の注入行為を少なくとも1回以上行っていた。

行政処分の事例

■ 身体的虐待（身体的拘束）

○岡山県瀬戸内市（令和6年12月16日）

- ・ サービス種別：介護老人福祉施設、短期入所生活介護
- ・ 処分：指定の一部の効力の停止（6か月間の新規利用受入停止）

【処分の理由】

- ・ 介護職員24名が入所者8名に対し、必要な手続（3要件（切迫性、非代替性、一時性）の検討及び記録（様態、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由）を踏むことなく、身体的拘束（シートで車椅子にくくりつける、車いすと机で動きを封じる、腹部にタオル等を巻いておしめを触らせない、手に靴下等を被せておしめを触らせない）を恒常的に行っていた。

■ 心理的虐待

○岡山県瀬戸内市（令和6年12月16日）

- ・ サービス種別：介護老人福祉施設、短期入所生活介護
- ・ 処分：指定の一部の効力の停止（6か月間の新規利用受入停止）

【処分の理由】

- ・ 介護職員が、鼻に指を突っ込んでいる入所者をタブレットで撮影し、他の職員が閲覧できる状態にした。

行政処分の事例

■介護・世話の放棄・放任

○神奈川県川崎市（令和6年9月2日）

- ・サービス種別：特定施設入居者生活介護
- ・処分：指定の一部の効力を3月停止
（新規利用の受入停止・介護報酬の請求上限を7割に制限）

【処分の理由】

- ・職員1名が利用者1名に対して、利用者の手の届かない場所にナースコールを置くなどの、介護・世話の放棄・放任を行ったこと。

○神奈川県川崎市（令和6年11月26日）

- ・サービス種別：特定施設入居者生活介護
- ・処分：指定の一部の効力を3月停止（新規利用の受入停止）

【処分の理由】

- ・夜間帯において、職員2名が少なくとも2名の利用者に対して、ナースコールに対応せず介護・世話の放棄・放任を行ったこと。

○埼玉県川口市（令和6年8月1日）

- ・サービス種別：介護老人福祉施設、短期入所生活介護
- ・処分：指定の一部の効力を3月停止（新規利用の受入停止）

【処分の理由】

- ・利用者への入浴を週1回から月1回程度しか行わず、介護を放棄・放任

行政処分の事例

■ 経済的虐待

○岡山県津山市（令和6年12月16日）

- ・ サービス種別：特定施設入居者生活介護
- ・ 処分：指定の一部の効力の停止（6か月間の新規利用受入停止）

【処分の理由】

- ・ 約6年間にわたり、入所者預かり金管理規程に違反して職員が単独で金銭管理を行い、利用者の通帳から現金を引き出した際に一部を着服出納帳の金額を改ざんするという手口により着服を繰り返した。

※被害総額 入所者58名分 約2千万円

○神奈川県川崎市（令和6年10月4日）

- ・ サービス種別：訪問介護
- ・ 処分：指定の一部の効力の停止（3か月間の新規利用受入停止）

【処分の理由】

- ・ 職員1名が利用者1名に対して財布からお金を抜き取る経済的虐待を行ったこと。

行政処分の事例

■ 身体的虐待

○和歌山県（令和6年12月18日）

- ・ サービス種別：訪問看護
- ・ 処分：全部効力停止3月

【処分の理由】

- ・ 事業所の管理者と看護職員が、利用者に対して、医師の指示がなかったにもかかわらず、管理者の判断で他の利用者に処方された抗精神病薬を服薬させた行為。

○富山市（令和6年12月25日）

- ・ サービス種別：介護医療院
- ・ 処分：許可の一部効力停止3月（新規利用者の受入停止及び介護報酬請求額
の上限設定（7割））

【処分の理由】

- ・ 施設職員による複数の利用者の頭や手を叩く、暴言を吐くなどの虐待行為
- ・ 今回認められた虐待行為について、虐待防止委員会で虐待の兆候を把握していたにも関わらず、管理的立場にある職員がとった対応は、有効な虐待防止対策となっていなかった。
- ・ 虐待行為を把握していたにも関わらず、管理的立場にある職員の一部がとった対応は、有効な虐待防止対策となっていなかった。

発生要因

【出典】R5年3月 厚生労働省老健局

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

①虐待を行った職員の課題

- ・虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識不足
- ・高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・職員のストレス・感情コントロール
- ・職員の倫理観・理念の欠如

②組織運営上の課題

- ・職員の指導管理体制が不十分
- ・虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分
- ・職員研修の機会、職員が相談できる体制が不十分

③運営法人・経営層の課題

- ・現場の実態理解不足
- ・虐待や身体拘束に関する知識不足

背景要因

①組織運営

- ・ 理念とその共有の問題、組織体制の問題（責任や役割の不明確さ）

②チームアプローチ

- ・ 役割や仕事の範囲の問題（リーダーの役割が不明確）
- ・ 職員間の連携の問題（情報共有の仕組み、異職種との連携がない）

③ケアの質

- ・ 認知症ケア、アセスメントと個別ケア、ケアの質を高める教育の問題

④倫理観とコンプライアンス（法令遵守）

- ・ 非利用者本位の問題（安易な身体拘束、一斉介護・流れ作業）
- ・ 意識不足の問題（職業倫理の薄れ、介護理念が共有されていない）
- ・ 虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題（替わるケアを知らない）

⑤負担・ストレスと組織風土

- ・ 負担の多さの問題（人手不足・業務の多忙さ、夜勤時の負担）
- ・ ストレスの問題（負担の多さからくるストレス、職場内の人間関係）

未然防止のポイント

課題1 組織運営に課題がある

- ①組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している
- ②職員を支援する仕組みを整備している

課題2 チームケアが上手くいっていない

- ①職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている
- ②事故報告やヒヤリハットを検討、共有して活用している

課題3 提供するケアに課題がある

- ①認知症の利用者のアセスメント方法やケアの方法を知っている
- ②職員の経験に応じた教育システムができている
- ③ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができている

課題4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない

- ①何が高齢者虐待や身体拘束にあたるか知っている
- ②虐待防止や身体拘束について話し合う機会がある

課題5 組織風土に課題がある

- ①管理職員が職員一人ひとりの業務内容を把握している
- ②職員の負担やストレスに気づき適切な環境を整備する

未然防止の具体的な対応

(1) 虐待防止の取り組み

- ① 各事業所の職員に対し、法人の「虐待防止のための指針」及び「虐待防止マニュアル」を周知徹底するとともに、虐待防止に関する職員研修を実施し、どのような行為が虐待にあたるか職員全員が理解する。
- ② 事業所の虐待防止検討委員会において検討した事案に関する記録を職員全員に周知徹底する。
- ③ 法人において、虐待等に対する相談体制を整備するとともに、各事業所の虐待防止に関する取り組みの実施状況を適切に把握し、必要な指導を行う。

(2) 利用者の希望に添った適切なサービスの提供

認知症である利用者に対しては、個々の心身の状態に応じた丁寧な声かけや態度に配慮しながらサービスを提供することができる体制を整える。

(例) 利用者のオムツ交換をする際には、その場面を見せないよう、性的羞恥心への配慮をする。

(3) 職員研修の機会の確保

各事業所の職員に対し、採用時及び採用後において定期的に研修を実施し、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について、職員の資質の向上のための研修の機会を確保する。

(4) 介護マニュアルの周知徹底

各事業所の職員に対し、研修を実施し、介護マニュアルの周知徹底を図るとともに、職員は介護マニュアルの内容を確認した上で、適切なサービスを提供する。ス

(5) 安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

- ① 事故発生時の対応について、職員の責任や役割を再確認し、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市及び関係機関へ適切に連絡を行う。
- ② 介護現場におけるヒヤリハットの原因を明確化し、報告書を適切に記録するとともに、職員に周知徹底することで、介護事故の未然防止と再発を防止する。

(6) 働きやすい職場環境づくり

- ① 入居者の実態に即した職員の配置を検討する。
- ② 法人の経営層が、介護現場の実態を理解し、
職場環境（業務負担の軽減・職員間の関係）の改善を図る。

アンガーマネジメントの実践 ～怒りの感情と上手に付き合うスキル

心の中で6秒カウントして気持ちを落ち着かせる
一度その場を離れて他のスタッフに交替し気持ちを切り替える

R6.2.21開催 山形市福祉推進部指導監査課
「虐待防止のための怒りのマネジメント」

資料 2

令和7年3月 集団指導資料

地域ケア会議について

山形市福祉推進部長寿支援課

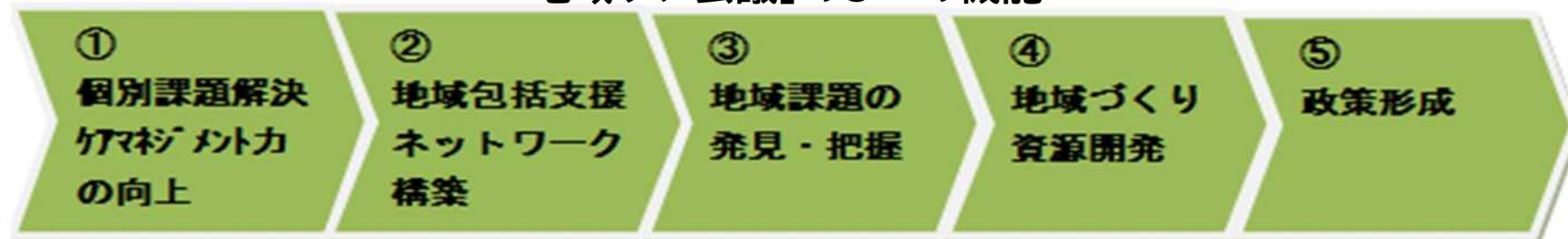
地域ケア会議について

1

地域ケア会議は、専門職等の多職種協働により、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、ケアマネジメント力の向上、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行い、地域づくり・社会資源の開発・施策の充実を目指します。

山形市では、高齢者の自立した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して望む暮らしができるよう、「地域ケア会議」を普及・拡大していきます。

「地域ケア会議」の5つの機能



個別地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議

<圏域・地区 ネットワーク連絡会>

市全体レベルの地域ケア会議
地域ケア調整会議
地域包括ケア推進協議会

地域ケア会議 根拠法令(一部抜粋)

(根拠法：介護保険法第115条の48)

2

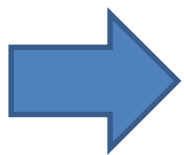
山形市の条例において、以下のとおり規定されています。

- ・ 山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第16条(30) 指定居宅介護支援事業者（指定居宅サービス等事業所）は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議※から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力しなければならない。（協力するよう努めなければならない。）ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

※山形市において、以下の会議が該当いたします。

1. 個別地域ケア会議
2. 自立支援型地域ケア会議
3. 地域ケア調整会議
4. 地域包括ケア推進協議会



指定居宅介護支援事業所は、義務
指定居宅サービス等事業所は、努力義務

山形市の地域ケア会議

(根拠法：介護保険法第115条の48)

3

1 個別地域ケア会議

高齢者の**支援困難事例**等の個別事例について、関係機関や地域関係者との連携により、支援内容について検討し、課題解決を図る。

2 自立支援型地域ケア会議※

事業対象者や要支援者、軽度要介護者で、自立支援に向けて検討したい個別事例について、自立支援につながるケアマネジメントやサービスとなるよう、リハビリテーション専門職等から助言や支援を受け、QOLの向上等を目指す。

3 地域ケア調整会議

個別・自立支援型地域ケア会議等から明らかになった**全市的な課題や解決困難な課題**について、各関係機関が担うべき役割や対応策を協議することにより、連携した対応につなげる。資源開発・政策形成に関わる場合には、必要に応じて、地域包括ケア推進協議会において協議する。

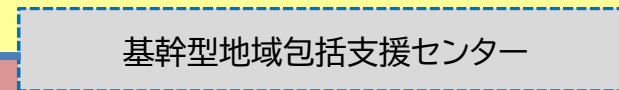
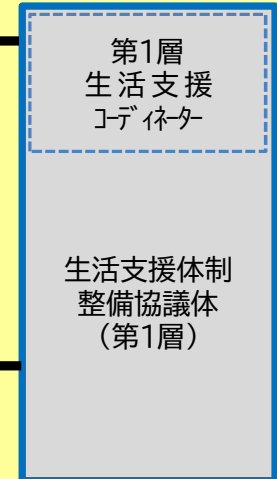
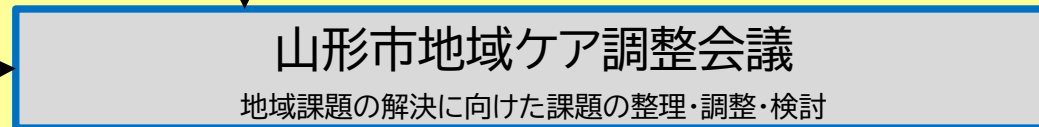
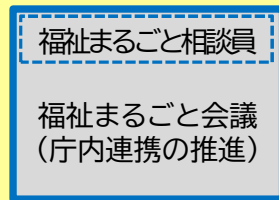
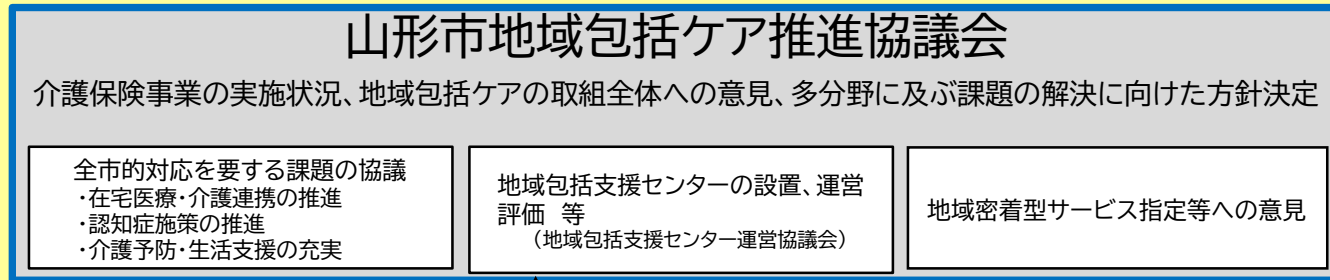
4 地域包括ケア推進協議会

地域包括ケアシステムに関する全市的な対応の検討、介護保険事業計画に基づく施策の進捗状況の評価など、政策形成に向け、P D C Aサイクルに沿って協議する。

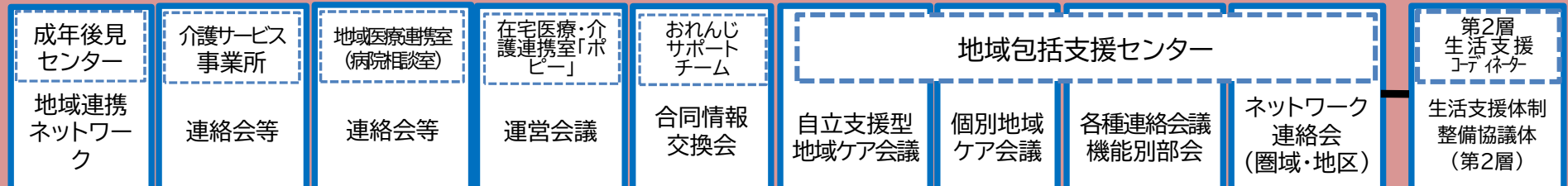
山形市の地域ケア会議の体系図

4

市域



圏域・地域



自立支援型地域ケア会議 概要

5

【令和7年度の予定】

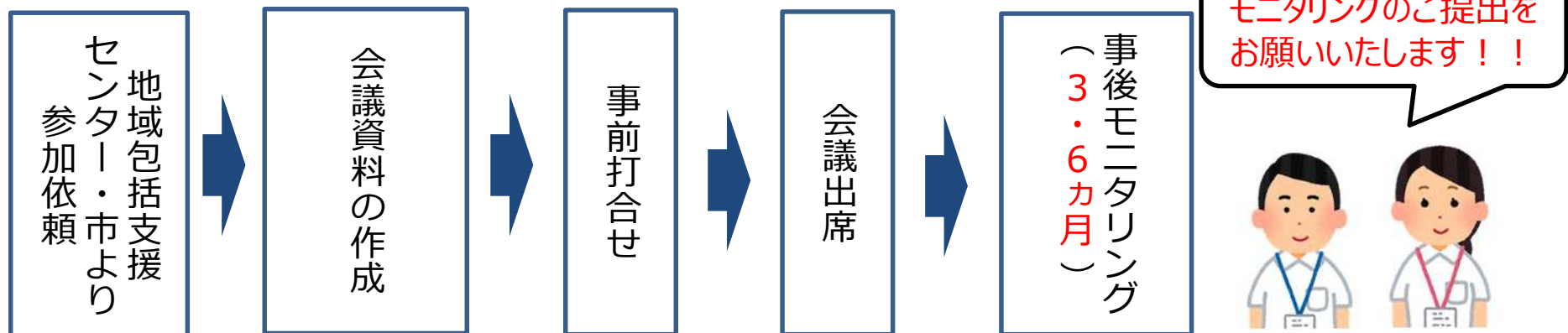
市主催 7回（14事例）
地域包括支援センター主催 28回（56事例）

市や包括より事例提供
依頼がありましたら、
ご協力・ご対応をお願いします。

本会議の普及及び会議効果の拡大に引き続き取り組みます。
具体的には基幹型地域包括支援センターと連携し、会議における助言等を活かしたケアプランの作成や介護サービス等の提供、モニタリングが行われるよう周知フォローアップ等を行うとともに、必要に応じて再度、本会議で検討する機会を設けるなど、PDCAサイクルに沿った仕組みづくりを行うことにより、自立支援に資する取組を着実に進めていきます。

《第9期介護保険事業計画より》

【流れ】



自立支援型地域ケア会議 会議効果

6

【会議の効果(参加したケアマネジャーの声)】

想像していたほど堅苦しい
雰囲気ではなかったので質
疑応答しやすかった。

実際に対象利用者様に関わ
って下さるかのように親身
になってご助言いただき、
皆様に感謝している。
多角的視点からケアを見直
すきっかけとなった。

日常生活ですぐに実行出来
るアドバイスで、とてもわ
かりやすかった。

会議という事で、緊張しや
すい場面かと思ったが、
コーディネートの方の落ち
着いた話し方で、全体的に
話しやすい雰囲気だった。

自立支援という基本を再
確認できる良い機会にな
った。薬剤師の方との接
点が少ないため、薬剤師
の方のアドバイスの必要
性もあらためて感じた。



自立支援型地域ケア会議での助言やその実践により、事例の改善だけでなく、事例提供者（ケアマネジャー、サービス事業者）の気づきやチーム支援につながっており、事業所内でも助言等を共有することで、事業所全体のケアマネジメント力の向上につながります。

自立支援型地域ケア会議

7

山形市公式ホームページに令和6年度の概要が掲載されています。
令和7年度の日程・会議資料の様式等は、4月上旬にホームページに掲載します。

山形市公式ホームページ内 🔍 自立支援型地域ケア会議



傍聴もお申し込みください！



普段気づくことが難しい専門的視点から、具体的な助言や役立つ情報を得られる機会です。会議の趣旨・メリットをご理解いただき、高齢者の自立支援のため、今後とも積極的な参加をお願いいたします。

令和 7 年度の 山形市地域支え合いボランティア活動 事業費補助金について

山形市福祉推進部長寿支援課

事業のこれまで（～R 6 年度）

1

1 目的と経緯

地域住民等の多様な主体による支え合いや、高齢者自身が支援の担い手となり社会的役割を持つことによって、生きがいの獲得や介護予防が進むことを目指す。そのため、事業対象者や要支援1及び2の認定を持つ介護予防ケアマネジメント対象者（以下、対象者という。）に対して、総合事業におけるサービスB及びDに位置付けられる活動を提供する住民主体の非営利団体に、立ち上げや運営に係る経費の補助を行ってきたところ。

2 内容

以下の活動における、立ち上げ及び運営に係る必要経費の補助。

	訪問型サービス B	通所型サービス B	訪問型サービス D
対象となる活動	利用者宅での生活支援	住民主体による居場所の運営	買い物や通院時の送迎前後の付添支援、居場所送迎等
要件	週1回以上実施し、対象者が月1名以上利用すること		
補助 (年額)	立ち上げ及び運営に係る経費 10万円～40万円	立ち上げ及び運営並びに利用者の送迎に係る経費 3万円～30万円 ※別途送迎加算あり	立ち上げ及び運営に係る経費 10万円

※月当たりの延利用者数、実施日数、及び対象者数等に応じて金額が変動

※実施年数に応じた加算あり

事業のこれから（R 7 年度～案）

2

1 概要

令和 7 年度はこれまでの補助に加え、新たに、対象者等の受け入れ実績のない団体が対象者等を受け入れる体制を整えるため、**毎月一定数以上の利用者がいる支え合いを目的とした活動団体**に補助を行う予定。

2 新たな補助の内容

1 ページの内容に加え、延利用者の人数に応じて補助。

	訪問型サービス B	通所型サービス B	訪問型サービス D
対象となる活動	利用者宅での生活支援	住民主体による居場所の運営	買い物や通院時の送迎前後の付添支援、居場所送迎等
1 月当たり延利用者数	1 0 0 名以上	1 0 0 名以上	2 0 名以上
補 助 (年額)	上記に該当する場合、一律 3 万円		

※1 ページの内容の補助との重複申請が可能。

※延利用者とは、当該サービスを利用する高齢者等をいう。対象者であるか否かは問わない。

参考：補助団体一覧①

3

・訪問型サービスB活動団体

6 団体

N o	事業所の名称	サービス内容	郵便番号	事業所の所在地	電話	法人等の名称	地区
1	NPO法人すみれ会	家事等の生活支援（月曜～金曜）	990-2481	あかねヶ丘二丁目15-10	645-0580（団体の活動者）	NPO法人すみれ会	南沼原
2	NPO法人山形わたげの会	生活全般の支援〔家事、ゴミ出し、雪かき、話し相手等（月曜～日曜）〕	990-2483	上町一丁目9-17	644-4870	NPO法人山形わたげの会	第二
3	NPO法人ふれあいにこにこの丘	生活全般の支援（月曜～金曜）、配食等（月曜・水曜・金曜）	990-2402	小立三丁目8-39-4	631-5015	NPO法人ふれあいにこにこの丘	滝山
4	上宝沢あおぞら応援隊	ゴミ出し、草刈り、除雪等の生活支援	990-0017	上宝沢地区を中心とした地域対象	645-8061（生活支援コーディネーターへ（山形市社会福祉協議会））	上宝沢あおぞら応援隊	東沢
5	生活協同組合共立社（コープくらしのたすけあいの会）	掃除や庭仕事等の家事援助、話し相手等（月曜～金曜）	990-2212	上柳67-1	686-6284	生活協同組合共立社（コープくらしのたすけあいの会）	楯山
6	NPO法人グローバル福祉サービス	調理、掃除、洗濯、買い物等の生活支援（月曜～金曜）	990-0021	小白川町二丁目3-31山形県総合社会福祉センター3F	674-9533	NPO法人グローバル福祉サービス	第八
7	かえるの会	ゴミ出し（月曜・木曜等）、雪片付け、障子張り、庭の手入れ等（随時）、買い物支援（月2回）	990-2464	高堂町内及び近隣町内対象	080-5574-6183（事務局）	かえるの会	南沼原

・訪問型サービスD活動団体

4 団体

N o	事業所の名称	サービス内容	郵便番号	事業所の所在地	電話	法人等の名称	地区
1	NPO法人グローバル福祉サービス	買い物や通院時の送迎前後の付き添い支援	990-0021	小白川町二丁目3-31山形県総合社会福祉センター3F	674-9533	NPO法人グローバル福祉サービス	第八
2	ヤマタク付添補助事業	乗り合いタクシーを利用した移動支援前後の付添い				山田町内会	蔵王
3	ひとあひ処 合	スタッフ付添いのもと、乗合いタクシーを利用しスーパーまでの買い物（金曜日）	990-2163	伊達城二丁目9-11	645-8062（生活支援コーディネーターへ（山形市社会福祉協議会））	ひとあひ処 合	出羽
4	マーガレット移動サービス	買い物や通院時の送迎前後の付き添い支援	990-2422	中桜田二丁目5-15		マーガレット移動サービス	滝山

参考：補助団体一覧②

4

・通所型サービスB活動団体

9 団体

N o	事業所の名称	サービス内容	郵便番号	事業所の所在地	電話	法人等の名称	地区
1	NPO法人すみれ会	いきいきくらぶ花・地域の居場所（水曜～金曜） ※お問い合わせください。	990-0832	城西町五丁目1-7	645-0580（団体の活動者）	NPO法人すみれ会	第十
2	NPO法人ふれあいにここの丘	あがらっしゃい〔絵手紙、音楽療法、習字、レクリエーション等（月曜～金曜）〕	990-2402	小立三丁目8-39-4	631-5015	NPO法人ふれあいにここの丘	滝山
3	清住町百歳体操の会	清住町いきいき百歳体操の会〔いきいき百歳体操等（火曜）健康教室、軽スポーツ大会等（年1回）〕	990-0834	清住町一丁目1-57 清住集会所	645-0176（団体の活動者）※施設の連絡先ではありません。	清住町百歳体操の会	第十
4	NPO法人山形わたげの会	わたげの家〔手芸、習字、俳句等（月曜～金曜）〕	990-0832 990-0051	城西町五丁目7-5 銅町一丁目3-55	644-4870	NPO法人山形わたげの会	第十 第三
5	絆会	ひとあひ処「合」〔介護予防教室、社会交流、教養講座（月曜・水曜・金曜）〕	990-2163	伊達城二丁目9-11	645-8062（生活支援コーディネーターへ（山形市社会福祉協議会））	絆会	出羽
6	あいあい広場	地域の居場所〔いきいき百歳体操、サロン活動、趣味活動〕	990-2423	東青田五丁目1-23	687-1339	あいあい広場	滝山
7	双葉町町内会	いきいき百歳体操、シャンシャン体操、グラウンドゴルフ等（週数回活動）	990-0828	双葉町二丁目9-9 双葉町公民館	645-8061（生活支援コーディネーターへ（山形市社会福祉協議会））	双葉町町内会	第二
8	いきいき若草サロン	みんなの居場所〔百歳体操、ウォーキング、健康麻雀等（日曜）〕	990-2473	松栄50-2 沼木上公民館	090-4551-0113（団体の活動者）※施設の連絡先ではありません。	いきいき若草サロン	南沼原
9	どんぐりの木	地域の居場所〔百歳体操、折り紙、お茶のみ等（月曜・水曜）〕	990-2451	吉原二丁目11-15 吉原集会所【借用】	090-8616-1406（団体の活動者）※施設の連絡先ではありません。	どんぐりの木	南沼原
10	まちなか保健室八日町“さら”	看護師や保健師が常駐する地域の保健室〔軽体操、健康チェックや講話などのイベントと茶話会（金曜）〕	990-0037	八日町一丁目3-47 コミュニティSala101号室	090-8922-7080	暮らしの保健室やまがた	第二

地域支え合いボランティア
活動団体の紹介はこちら
（山形市HP）



令和 7 年度の 高齢者移動支援サービス検討事業について

山形市福祉推進部長寿支援課

事業のこれまで（～R 6 年度）

1

1 目的

高齢化の進展やバス路線の減少等により、移動や買い物等の日常生活に支援が必要な高齢者が増加している。モデル事業により、ニーズの存在や、移動を支援するタクシーへの同乗の可能性について、**地域組織等への委託**により検証したところ。

2 内容

3 地区において、買い物や通院など日常生活を営む上で必要となる行先（方面）の希望をとり、タクシーへの同乗をマッチングする。運行はタクシーを使用し、費用は、乗客から徴収した利用料と市からの委託料で賄う仕組み。各地区において、週1～2往復程度の利用がある。

地区名	出羽	南沼原	蔵王
目的	高齢者が既に集まっている場所でのニーズに基づく事業	同乗により生まれる交流、地域住民が同乗マッチングを行うコーディネートを担う可能性を探る事業	住宅点在地において、複数の居場所又は点在した住宅を回って相乗りする事業
受託者	絆会 (総合事業通所型B団体)	沼木パークタウン 三者懇談会	蔵王山田町内会
事業開始	R 4. 4. 1～	R 4. 10. 1～	R 5. 10. 1～

事業のこれから（R7年度～案）

2

1 目的

高齢化の進展やバス路線の減少等により、移動や買い物等の日常生活に支援が必要な高齢者が増加している。ニーズの存在や、移動を支援するタクシーへの同乗の可能性について、**地域組織等へ補助**の形で検証する。

2 内容

補助対象団体	バスや電車等を使って買い物等ができない高齢者に対し、日常生活の移動を支援する団体 (例) 町内会、NPO法人及び任意のボランティア団体等
内容	1 ページと同様。なお、費用は、乗客から徴収した利用料と市からの補助で賄う仕組みとする。
補助対象経費と金額	運行に要する費用※：1 千円／回（片道） (例) 運賃差額補填 コーディネートに要する費用：500円／回（片道） (例) 人件費、消耗品費及び印刷製本費等

※実績報告時に精算し、実際に運行に要した費用の8割を支給限度とする。

※相乗りには、同居でない者が利用することを条件とする。

※行き先は市内に限らず、団体の実情に応じ設定してよいこととする。

資料5

令和7年3月 集団指導資料

生活支援体制整備事業について

生活支援コーディネーター・協議体

山形市福祉推進部長寿支援課

生活支援コーディネーターの配置

1

◇概要

地域における生活支援・介護予防に係る支え合い体制の推進のため、ボランティア・NPO・地縁組織・民間企業等多様な主体によるサービスの体制整備の構築を目的とし配置した生活支援コーディネーターが次の業務を行うもの。

① 資源開発

- ・ 地域に不足するサービスの創出
- ・ サービスの担い手の養成
- ・ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

② ネットワーク構築

- ・ 関係者間の情報共有
- ・ サービス提供主体間の連携の体制づくり など

③ ニーズと取組のマッチング

- ・ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

◇人員体制

第1層1名 市全域を対象とする第1層生活支援コーディネーターを配置。

第2層16名 地域包括支援センター担当の14圏域それぞれに1名配置する上、令和5年度からは第1圏域（出羽・大郷・明治・千歳）及び第6圏域（南山形・本沢・大曾根・西山形・村木沢）にそれぞれ1名追加配置。

山形市生活お役立ちガイドブック／ナビ

2

◇概要

高齢者が家事や買い物をサポートしてもらいたいと感じた時などに活用してもらうため、生活支援コーディネーターが把握した社会資源情報をまとめた「山形市生活お役立ちガイドブック」を作成するもの。

冊子は公民館、コミュニティセンター等に設置するほか、地域包括支援センター、民生児童委員等に周知しています。また、山形市ホームページにも掲載しています。

◇掲載内容

- ・家事支援　・外出支援
- ・食材・弁当・日用品の配達
- ・見守り・安否確認に役立つ情報
- ・雪かきに役立つ情報
- ・お出かけの場
- ・地域支え合いボランティア活動
- ・困ったときの相談先



↑ガイドブック
PDF版（山形市HP）



↑山形市生活お
役立ちガイドブ
ックナビ(べんり
だず)

◇山形市生活お役立ちガイドブックナビ（愛称：べんりだず）

令和6年度から、資源に関する最新情報をデータベースに集約し、高齢者一人一人にあったサービスを便利に検索できる「山形市生活お役立ちガイドブックナビ（愛称：べんりだず）」を構築、一般への周知を開始しました。

令和7年度は引き続きナビを運用及び広く周知するとともに、掲載情報を随時更新し、常に最新の情報を提供できるようにしていきます。

◇概要

地域課題の共有、資源の見える化等を行い、目指す地域像の共有、必要な生活支援サービスの創出に向けた方針等の検討を行うもの。

- 第1層協議体 市全域
- 第2層協議体 日常生活圏域・地区にて開催
(地域包括支援センターネットワーク連絡会等の既存会議を活用)

◇第1層生活支援体制整備協議体（新テーマ）

高齢者の生活支援・介護予防サービスにおける多様な主体間の情報の共有及びネットワークの構築を図り、連携・協働により生活支援・介護予防サービス体制の整備を推進するため、第1層協議体を設置するもの。

- 時 期 令和6年12月12日（木）
- テーマ 担い手養成研修修了者と支え合い活動団体をつなぐための意見交換会
- 協 議 担い手及び参加者の確保を目的とした1層協議体実施に向け、関係者の認識合わせ
- 参集者 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、シルバー人材センター等生活支援ニーズに対応している事業所、サービスを提供するNPO団体、及び老人クラブ連合会等、協議体開催時の参集を想定した関係者

◇第1層生活支援体制整備協議体（山形市高齢者等見守りネットワーク）

市内の高齢者宅などを訪問する民間事業者（以下「訪宅事業者」という。）を含む高齢者等に関わる関係機関が連携し、地域における日頃からの見守り体制を強化することで、命に関わるような緊急性のある異変に気づいたときに警察や山形市へ通報・連絡できるよう、情報共有及びネットワーク化を目指すもの。

① 協力事業者から市に寄せられた通報 14件（令和6年4月～令和7年2月時点）

② 山形市高齢者等見守りネットワーク連絡会

- ・ 概 要 令和3年度から第1層協議体を通じて構築し、令和5年度からは、山形市高齢者等見守りネットワーク連絡会として実施している。令和6年度から参集者に消防本部や市立病院済生館、地域の見守りに係る庁内関係部署も加えて実施。
- ・ テーマ 高齢者の孤立や事故防止に向けた多様な主体による日常的見守りの促進
- ・ 協 議 今年度の振り返り、協力事業者の拡大及び今後の取組について、令和7年3月に会議を開催。
- ・ 参集者 配食・食材配達・訪問販売・新聞配達・郵便などの訪宅事業者、山形警察署、ガス及び水道事業者、ほか事業者及び庁内関係部署 等

資料 6

令和7年3月 集団指導資料

介護保険サービス等普及啓発事業 について

山形市福祉推進部長寿支援課

介護保険サービス等普及啓発事業

1

◇ねらい

在宅生活の継続に有効な介護保険サービス毎のチラシを作製し、介護支援専門員や地域包括支援センター職員等が、介護保険サービスの利用を希望する方やその家族、将来の備えとして関心のある方などに、自立支援、重度化防止等に資する介護保険サービスの内容を適切に説明し、**サービスの適切な選択と自立支援につなげていく**ことを目的とする。

また、作製したチラシを通して、サービスの効果やサービス事業者のサービスに対する思い等を、介護支援専門員やサービス事業者同士で共有することで、これまで以上に、自立支援に向けた連携を図る。

チラシ全部で19種類

◇チラシ作製のあゆみ

令和3年度：訪問介護、訪問入浴介護、通所リハ、小規模・看護小規模多機能居宅介護、居宅介護支援、訪問C、通所C

令和4年度：通所介護、訪問看護、短期入所生活/療養介護、福祉用具・住宅改修

令和5年度：訪問リハ、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、
認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、訪問B・D・通所B
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、チラシで知ろう！介護サービス・支援

令和6年度：令和3・4年度に作製したチラシ（一部を除く）8種類について
令和6年度介護報酬改定に伴い、裏面に記載の利用料を修正

介護保険サービス等普及啓発事業

2

例：チラシで知ろう！介護サービス・支援

〈山形市 介護保険サービス／介護予防・日常生活支援総合事業〉

チラシで知ろう！ 介護サービス・支援

山形市の介護サービス事業所等が協力し、
介護サービスや支援をわかりやすく紹介するチラシを作成しました。
介護が必要になったときや自分や家族のために備えたいとき、チラシをお役立てください。



「介護保険」って
どんなサービスがあるの？
どんなことができるの？
といった疑問を
わかりやすく
解説しています



設置場所：山形市役所（長寿支援課）、地域包括支援センター など
URL：山形市ホームページ <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>



(表)

介護保険制度、サービスってなに？

介護保険制度、介護保険サービスとは
介護が必要になった方が生きがいや希望をもって自分らしく暮らしていくため社会全体で支えあうためにつくられた制度・サービスです。

ひとりひとりの状態に合わせた適切な介護保険サービスを選択することが大切です



3ヶ月後
できる限り歩けるようになります



3ヶ月後
ひとりで生活できるようになります



3ヶ月後
介護が必要になります

「このまちで 私らしく チャレンジ!!」

介護が必要になった方も、家族も、いきいきと！
生きがいや希望をもって自分らしいチャレンジを続けていきましょう

適切なサービスの選択を、地域包括支援センターやケアマネジャーがご支援します！
まずは、担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）へご相談ください！
要介護状態区分や、身体の状態、家族の事情、希望に合わせた利用方法、利用金額を一緒に検討し計画してまいります。



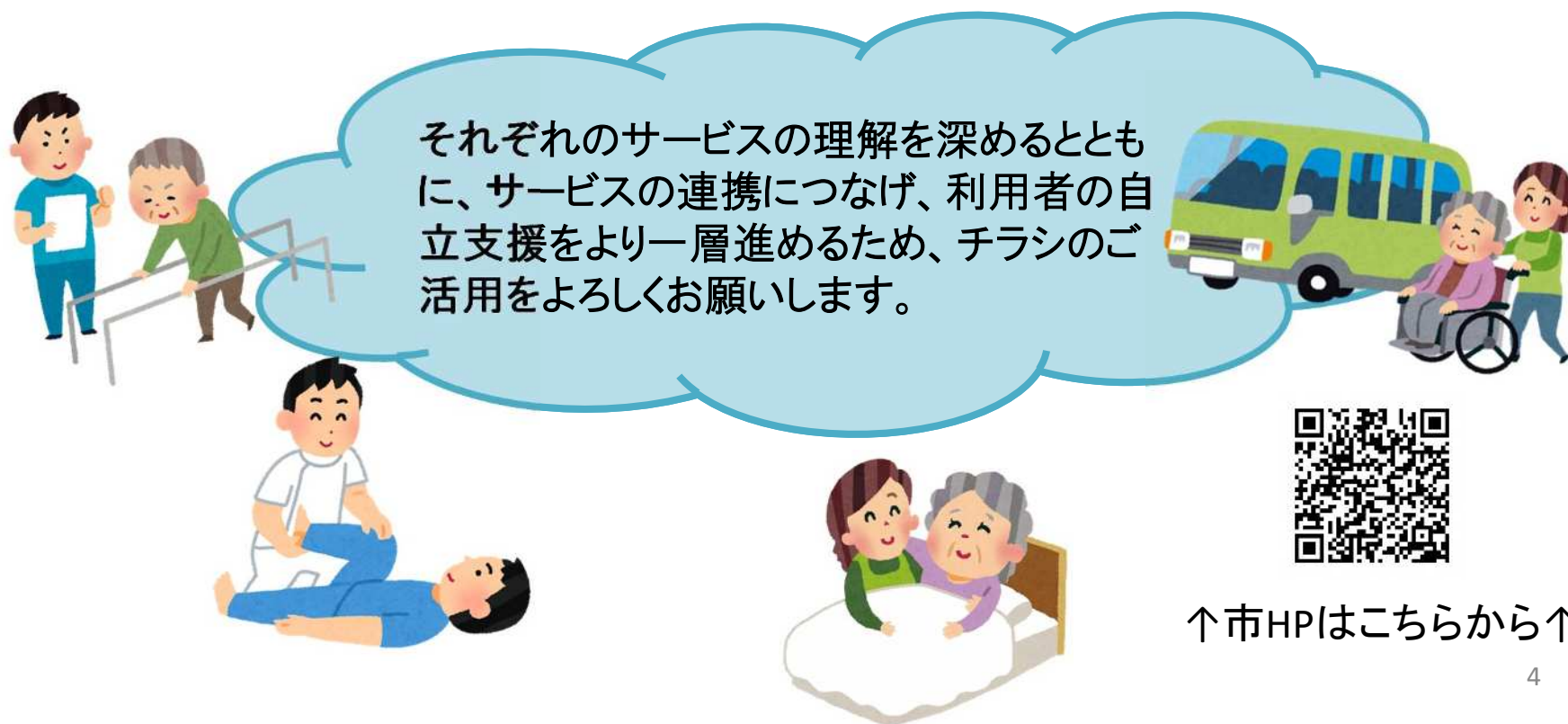
発行
19.3月

山形市役所（長寿支援課）
〒990-8540 山形市新町二丁目2番25号
TEL.023-641-1212（内線564・565）

山形市基幹型地域包括支援センター
〒990-0832 山形市城西二丁目2番22号
TEL.023-674-0804（直通）

(裏)

令和6年度作製したチラシは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関に配布いたします。データ提供も行いますのでご活用ください。
なお、山形市HPにデータをアップしておりますので、是非ご活用ください。



資料 7

令和7年3月 集団指導資料

山形市居宅介護支援事業所等研修会について

山形市福祉推進部長寿支援課

令和6年度の実施状況

1



1 薬剤師×ケアマネジャー ～お互いの気づきがチームになる!～ 第2弾

令和6年5月23日

講師：市薬剤師会・居宅介護支援事業所
連絡会代表者、市長寿支援課職員
参加者：107名（対面）

3 山形市避難行動支援制度への 理解を深める

令和6年10月16日

講師：市防災対策課・
市長寿支援課職員
参加者：150名超（対面）

5 介護予防サービス計画 立案を深める

令和6年11月26日

講師：
済生会愛らんど地域包括支援センター
保健師 富士 尚美氏
参加者：99名（対面）

2 自立支援に資する ケアマネジメントについて

令和6年7月19日

講師：
（一社）リハビリテーションスタッフサービス
理事長 松木 信氏（作業療法士）
参加者：94名（対面）

4 高齢者保健福祉計画と 総合事業を学ぶ

令和6年11月～12月

講師：市長寿支援課職員
参加者：動画2本 計577回再生（動画配信）

6 認知症医療ネットワーク

令和7年3月13日

内容：
・主治医意見書等の取扱い等について
・早期認知症の特徴と認知症医療ネットワークの役割
－認知症の早期発見・早期対応に向けて－
・高齢者の難聴とその対応（対面）



令和7年度の予定

2

◎開催時期

5月、8月、9月、11月、1月の計5回

◎テーマ（一部）

□ 自立支援に資するケアマネジメント

～ ケアマネジメント基本方針・課題整理総括表をもとに ～

□ ヒアリングフレイル

～ 支援にあたって知っておきたいこと ～

□ ケアプランデータ連携システムのいまとこれから

□ 認知症医療ネットワーク



◎主な対象者

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護事業所及び
地域包括支援センターにおける介護支援専門員等の職員

時期及びテーマは、変更することがあります。
あらかじめご了承ください。

※山形県主任介護支援専門員更新研修を受講
するための「法定外研修」として開催予定。

資料 8

令和7年3月 集団指導資料

人生会議・在宅療養について

山形市福祉推進部長寿支援課

選択肢を拡げるため

人生会議 と 在宅療養 の 普及啓発にご協力ください！

1

【今の市民の声】

介護等が必要になっても
自宅等で生活が続けたい
(介護認定を受けていない65歳以上高齢者)

43.1%

この他、
「わからない」と
答えた方は
25.3%

もしもの時(終末期)に、
自宅等で最期を迎えたい
(65歳以上の要支援及び要介護認定の高齢者)

29.5%

この他、
「特に希望なし」
「わからない」と
答えた方は
28%

もしもの時のために、これまで
家族等や医療関係者と話し
合った
(介護認定を受けていない65歳以上高齢者)

33.4%

このうち、
「詳しく話し合った」と
答えた方は
2.5%

第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)
目標：本人に対して、人生会議（ACP）や在宅療養について普及啓発を図る。
講座等の開催回数：60回/年（令和4年度：50回）



この動画は在宅にスポットを当てておりますが、ご視聴いただくことで、これからのことを考え、話し合うことの大切さに気付くことができる内容となっています。
支援者のみなさんも是非ご視聴いただき、理解を深め、ご利用者への周知等にご協力ください。



「在宅療養」という選択肢があることや、どのような方がどのようなサービスを受けることができるのかなどをまとめた市民向けのパンフレットを作成しています。

支援者向けの事例集も用意しています。
ご希望の方は長寿支援課までご連絡ください。



人生会議普及啓発ツール

『いっぶぐカード』

お問い合わせは
在宅医療・介護連携室ポピーへ



『いっぶぐカード』とは

人生会議の入り口として、他者に自身のことを話すきっかけづくりを目的に作成したトランプのセット。通常のトランプの形式に加えて、各カードにはそれぞれ異なる質問が記載されている。通常のババ抜きと同様、カードを捨てる際に2枚のカードに記載された質問のうち1つの質問について回答し、その理由や思い出等についても話をすることが大きな特徴。

内容の例

- ・今まで褒めらっでうれしかったごどあっが？
 - ・毎日欠かさずしてるごどあっか？
 - ・家族さ心配かけだぐない事ってあっか？
- それはどだなごどだべ？
- ・最後の晩餐、何くだい？

『話すだぐないんだずう』カード
→話したくない内容は無理に話さなくていい

高齢者の個別避難計画作成について

山形市福祉推進部長寿支援課

1 市の制度

山形市避難行動支援制度

災害が起きたとき、避難支援が必要な方(避難行動要支援者)が地域の中で支援が受けられるように、平常時から避難行動要支援者、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

【主な取組内容】

(1)避難行動要支援者名簿の提供

要支援者の氏名・住所等の情報が掲載された避難行動要支援者名簿について、同意をいただいた方の名簿を避難支援等関係者へ提供します。



地域における要支援者の把握や日頃からの見守りに役立つ

(2)個別避難計画の作成

要支援者の災害時の避難先や避難支援者をあらかじめ決めて記載しておく個別計画を作成します。



- ・ 本人と関係者との情報共有に役立つ
- ・ 安全かつ迅速な避難が行える可能性が高まる

2 福祉専門職が関わることの重要性

令和3年5月 国の指針より

ケアマネジャーが個別避難計画の作成に参画いただくことの重要性

- (1)日頃から本人(利用者)の状況等をよく把握していて信頼関係も期待できる
- (2)ケアプランに合わせた個別避難計画の作成が効果的である
- (3)個別避難計画があることで災害時のケア継続に役立てられる

参考:内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』

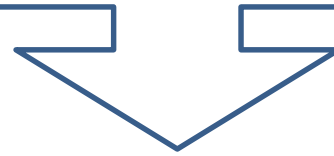
介護・福祉分野との連携が
制度のさらなる推進につながります。



3 個別避難計画作成の経過と山形市の考え

《国(内閣府)の方針》

令和3年の災害対策基本法改正により、障がい者や高齢者などの避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」が、自治体の努力義務となりました。（令和3年度から概ね5年間で実施）



《山形市の考え》

令和5年度にモデル事業を実施し、令和6年度に事業実施内容について検討を行い、令和7年度以降「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に定める避難行動要支援者について、優先度を検討しながら、順次個別避難計画の作成を進めます

4 令和7年度の事業概要

対象地域	山形市内
対象者	山形市に居住する在宅の要介護3以上の認定者 (約2,100人)
実施方法	業務委託により実施
契約の相手方	対象者を担当する居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等
契約期間	令和7年5月1日～令和8年2月28日
主な業務内容	(1) 対象者への取組説明 (2) 避難行動要支援者名簿提供の同意確認 (3) 避難支援等関係者との情報共有及び連携 (4) 個別避難計画の作成 (5) 避難支援者や介護保険サービス事業所との調整・情報共有 (6) 作成した個別避難計画の市への提出・管理・保管 (7) 業務の実績報告

5 計画作成に係る疑問

○何のために計画を作るのか？作っても無駄ではないか？

・計画作成する目的

- ①安全に避難できる可能性を少しでも上げるため
- ②避難時の動き方や必要な物事について本人や周りの人で考え、共有するため など

○計画を作成する主体は誰なのか？

・計画とは

…市が主体となり本人や家族と一緒に作るもの
本人や家族の意向にもとづき作成するもの

→すべての要支援者の計画作成を目指してはいますが、可能な範囲で作成することになります。

・関係する主体の責任についての考え方

…国の指針においては、「避難支援について、市町村や関係者が法的な責任を負うものではない」とされています。



6 介護サービス事業所への依頼事項

計画を作成する中で以下のようなことが想定されます。



- ・「避難支援者」や「個人的な避難先」として介護サービス事業所を記載したい。
- ・有事の際の円滑なサービス利用のために、あらかじめ利用内容を決めておきたい。

【その場合のサービス事業所におけるご対応（依頼）】

本人（利用者）の担当ケアマネジャーからのご相談を受けてご検討いただき、事業所の受け入れ体制等を踏まえてご返答ください。

本人への継続的なご支援のため、また本人や家族の安心のために、過剰な受け入れとならないようご注意くださいながら、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

7 スケジュール

- 令和6年度
- ・モデル事業の検証と令和7年度の取組検討
 - ・R6.10.16 居宅等研修会
 - ・自治推進委員等地域支援者への説明
R6.11 自治推進委員、民生委員の代表者会議での説明
※地域への個別の説明は出前講座等に対応
 - ・R7.2.17 居宅等向け業務説明会
- 令和7年度
- ・5月1日 居宅介護支援事業所等と業務委託契約
 - ・契約締結後順次 優先対象者とする要支援者(在宅の要介護3以上の方)の計画作成
 - ・年度末 実績報告、委託料の請求及び支払
 - ・市民への周知、普及啓発
- 令和8年度以降
- ・新たに要介護3以上の認定を受けた方や令和7年度に未作成の方等の計画作成
 - ・市民への周知、普及啓発



[山形市HP]山形市
避難行動支援制度
について

令和6年度山形市介護保険サービス事業者等集団指導

高齢者の権利擁護について

山形市福祉推進部

長寿支援課ようご支援係

令和6年度「在宅高齢者実態調査」の結果

山形市の人口と在宅高齢者等の推移

年度	総人口 A	65歳以上 高齢者 B	高齢化率 B/A	単身高齢者		高齢者夫婦 世帯 D	その他高齢者 世帯 E
				人数 C	割合 C/B		
平成23年度	250,558人 ↘	60,538人 ↗	24.2%	5,444人 ↗	9.0%	7,827世帯 ↗	836世帯 ↗
24年度	250,463人 ↘	61,837人 ↗	24.7%	6,161人 ↗	10.0%	8,526世帯 ↗	871世帯 ↘
25年度	249,888人 ↘	63,465人 ↗	25.4%	6,684人 ↗	10.5%	8,826世帯 ↗	846世帯 ↗
26年度	250,019人 ↗	65,151人 ↗	26.1%	7,134人 ↗	10.9%	9,181世帯 ↗	751世帯 ↘
27年度	248,919人 ↘	66,996人 ↗	26.9%	7,597人 ↗	11.3%	9,555世帯 ↗	896世帯 ↘
28年度	248,293人 ↘	68,782人 ↗	27.7%	7,930人 ↗	11.5%	9,792世帯 ↗	1,007世帯 ↗
29年度	247,190人 ↘	69,822人 ↗	28.2%	8,196人 ↗	11.7%	10,028世帯 ↗	1,043世帯 ↗
30年度	246,201人 ↘	70,792人 ↗	28.8%	8,561人 ↗	12.1%	10,150世帯 ↗	1,127世帯 ↗
令和元年度	244,876人 ↘	71,432人 ↗	29.2%	8,961人 ↗	12.5%	10,256世帯 ↗	1,224世帯 ↗
2年度	243,215人 ↘	72,062人 ↗	29.6%	9,277人 ↗	12.9%	10,689世帯 ↗	1,373世帯 ↗
3年度	242,010人 ↘	72,564人 ↗	30.0%	9,663人 ↗	13.3%	10,752世帯 ↗	1,279世帯 ↘
4年度	240,293人 ↘	72,985人 ↗	30.4%	10,031人 ↗	13.7%	10,901世帯 ↗	1,320世帯 ↗
5年度	238,862人 ↘	73,257人 ↗	30.7%	10,494人 ↗	14.3%	11,105世帯 ↗	1,380世帯 ↗
6年度	236,316人 ↘	73,449人 ↗	31.1%	10,621人 ↗	14.5%	11,156世帯 ↗	1,390世帯 ↗
参照	各年度4月1日現在の住民基本台帳による			← 民生委員調査による →			

「成年後見制度」について

- 在宅高齢者調査結果より
「単身高齢者が年々増加している」



（市高齢者保健福祉計画）

認知症や精神上的の障がいがある方等、更に家族や親族の支援を受けられない身寄りがない方が増加する中、こうした高齢者等の生活を支えるためには、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用が重要です。

～ 成年後見制度 ～

判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

私たちは契約を前提とする社会に生きています。

契約をするには、自分の行為の結果がどのようなになるか判断できる能力が必要ですが、判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまうおそれがあります。そうならないように支援するための制度が成年後見制度です。



成年後見制度を利用するには？

法定後見制度を利用するには、本人の住所地にある家庭裁判所に後見等開始の申し立てを、本人、配偶者、四親等内の親族、市長（身寄りのない高齢者の場合など）などが行います。

家庭裁判所は提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等を選任し、法定後見が始まります。

どんな人が成年後見人等に使われるの？

配偶者や親族、知人以外でも法律や福祉の専門家、または法人など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人が選任されます。



◆ 成年後見市長申立件数 (R7. 1 月末現在)						
年度	R 1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	25	32	34	28	29	26

○ 成年後見受任状況（山形県） (山形家庭裁判所より) ★暦年（1～12月）で集計										
受任者 種類	R 1 年		R 2 年		R 3 年		R 4 年		R 5 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
親族	40	17.7%	45	19.1%	40	18.4%	22	9.1%	31	13.4%
弁護士	62	27.4%	52	22.0%	55	25.3%	44	18.1%	45	19.4%
司法書士	46	20.4%	42	17.8%	36	16.6%	66	27.2%	59	25.4%
社会福祉士	50	22.1%	50	21.2%	43	19.8%	57	23.5%	53	22.8%
社協	23	10.2%	38	16.1%	43	19.8%	47	19.3%	39	16.8%
その他	5	2.2%	9	3.8%	1	0.1%	7	2.8%	5	2.2%
合 計	226	100%	236	100%	218	100%	242	100%	232	100%

【事例】

●本人：女性 70歳 アルツハイマー型認知症

●最初の相談

- ・地域包括支援センターからの相談。
- ・借家での独居生活。
 - ★「借家からの退去が決まっているが行き先がない」
- ・親族はいるが、過去の親族間トラブルで数十年間絶縁状態。



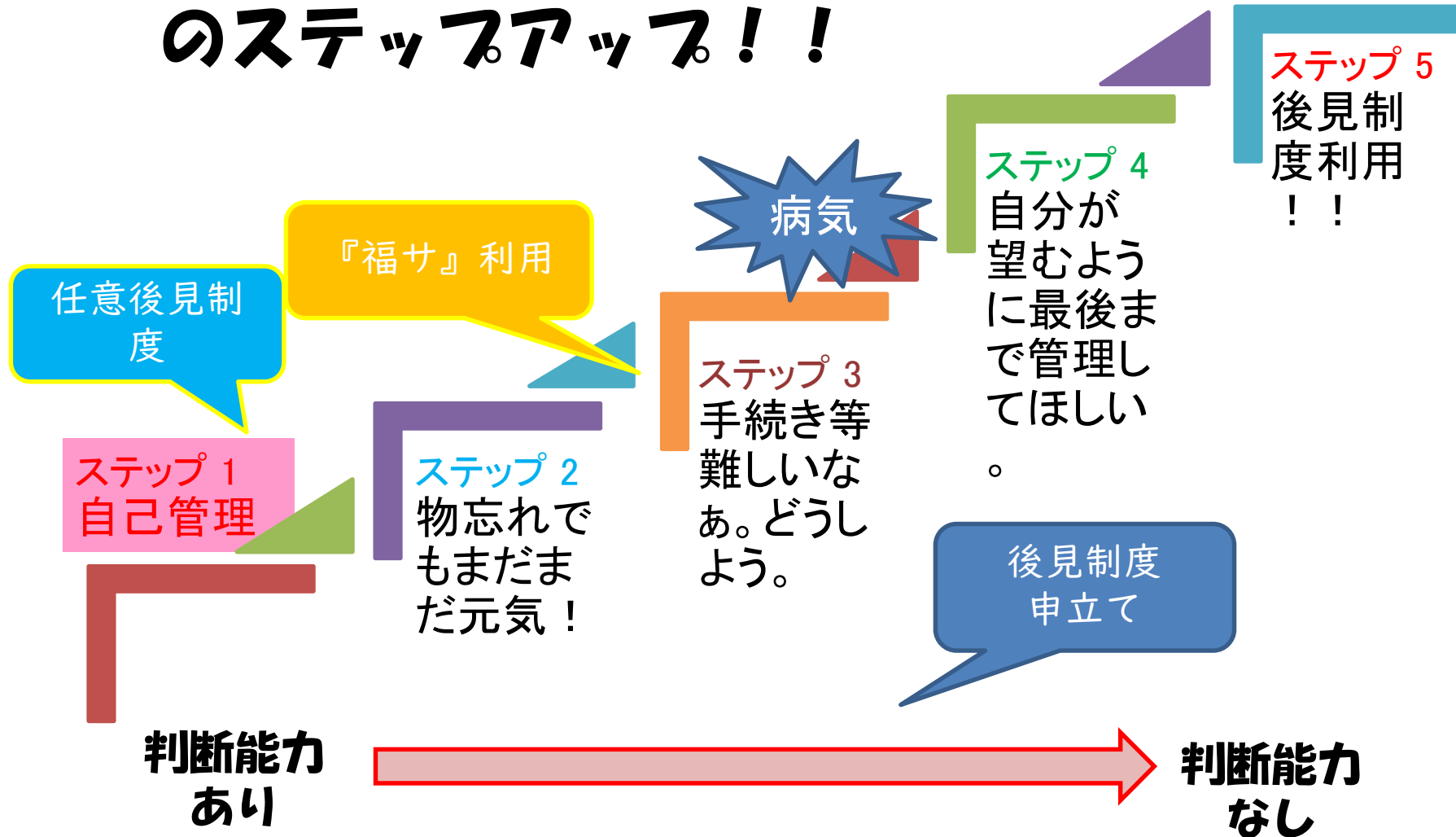
◎病院の支払いや施設費の支払いなど、日々の金銭管理や今後の施設入所の契約支援等が早急に求められる状態であった。

◎養護老人ホームの一時入所事業を利用。



**本人との面談、親族への確認、支援関係者等との相談を経て
山形市が山形家庭裁判所へ市長申立てを行う。**

安心した生活が送れるため のステップアップ！！



成年後見制度の相談窓口

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活をするために

山形市成年後見センター

ごぞんじですか？

『成年後見制度』福祉サービス利用援助事業
判断能力が十分でない方の権利を守るためのものです。

たとえば…



物忘れのある
親のために…

しまいなくしを繰り返す親が印鑑を紛失。銀行で改印手続きをしようとしたら、娘の私でも出来ないと言われてしまって…。



近隣に高齢者が
ひとりで暮らして
います

認知症が進み財産管理ができなくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。

障がいを持つ
方のために…



障がいのある子と暮らしていますが、私が身の回りの世話をすることが出来なくなったときのことが心配で…。

将来の不安に
備えるために…



子どもがいないし、頼れる親族もいません。将来、認知症になってしまった時のことを考えると不安で…。

このようなときは…

悩まないでまずは相談を！ 詳しくは裏面を
ごらんください。



認知症や障がいにより判断能力の低下が見られ、「本人の権利を守る援助者」が必要な場合には

山形市成年後見センター
—(674-0680)—

及び

長寿支援課ようご支援
係(内線651・652)

まで

お問い合わせください。

高齢者虐待について

- 在宅高齢者調査結果より
「高齢者夫婦のみ世帯」
「その他高齢者世帯」が年々増加している」



（市高齢者保健福祉計画）

介護を必要とする高齢者やひきこもり等の複
合化・複雑化した課題を抱える世帯の増加に伴
い、高齢者虐待が増加することが懸念されると
ともに、課題の解決には様々な視点からの支
援が必要となってきました。

山形市における高齢者虐待の現状

養護者による高齢者虐待の対応件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	前年比較
相談・通報件数	36	33	30	38	<u>49</u>	<u>+11</u>
<u>事実確認の件数</u>	21	17	17	14	<u>39</u>	<u>+25</u>

被虐待者の状況	R1	R 2	R 3	R 4	R 5	前年比較
女性	16	17	13	12	3 4	+22
80歳以上	12	6	11	10	2 0	+10
介護保険未申請	15	5	7	8	2 0	+12
介護度3以上	1	2	0	6	9	+ 3

被虐待者の状況		R1	R2	R3	R4	R5	前年比較
性別	男性	18	14	11	11	27	+16
続柄	夫・妻	4	6	4	4	14	+10
	子	18	10	13	9	19	+11

虐待の発生原因	R1	R2	R3	R4	R5	前年比較
性格や人格	19	12	14	16	26	+10
介護負担	6	12	13	5	25	+20
その他	9	11	12	13	56	+43

相談・通報経路	R1	R2	R3	R4	R5	前年比較
ケアマネジャー	0	2	4	7	3	-4
サービス提供事業者	3	0	2	9	5	-4
地域包括支援センター	25	24	20	21	13	-8

山形市高齢者虐待防止連絡協議会

高齢者虐待の防止等を図る体制を整備するため、下表の関係機関等による連絡協議会を設置し、高齢者虐待についての情報交換及び状況把握等を実施する。

1	山形地方法務局
2	山形県警察本部山形警察署
3	山形市医師会
4	山形県弁護士会
5	山形県司法書士会
6	山形県行政書士会
7	山形県社会福祉士会
8	山形県介護支援専門員協会山形地区支部
9	山形市社会福祉協議会
10	山形市民生委員児童委員連合会
11	山形市福祉協力員連絡会
12	認知症の人と家族の会山形県支部
13	山形県人権擁護委員協議会
14	山形県地域包括支援センター等協議会
15	山形市介護サービス相談員

高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ

虐待者及び加害の立場にある養護者への支援には多機関による連携体制の強化が重要である。関係機関が現場対応の実情について共有し、実践方法を検討している。

No.	機 関
1	介護保険事業所連絡会：居宅事業所
2	介護保険事業所連絡会：居宅事業所
3	介護保険事業所連絡会：居宅事業所
4	介護保険事業所連絡会：小規模多機能事業所
5	おれんじサポートチーム
6	市社会福祉協議会 第1層生活支援コーディネーター
7	市社会福祉協議会 第2層生活支援コーディネーター
8	市社会福祉協議会 多機関協働支援センター
9	地域包括支援センター権利擁護部会
10	地域包括支援センター権利擁護部会
11	山形市地域医療連携室連絡会

県チラシ

高齢者虐待等に関する相談・通報窓口

- 重大な危険が生じていない場合であっても、「虐待かもしれない」と思ったら、**早めに相談・連絡**してください。
- **守秘義務**により、ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。**安心してご相談・ご連絡**ください。

村 山	上 野	庄 内
山形市長寿支援課 ☎023-641-1212	新庄市成人福祉課 ☎0233-29-5809	鶴岡市長寿介護課 ☎0235-29-4180
青河江市高齢者支援課 ☎0237-85-0875	金山市健康福祉課 ☎0233-29-5613	酒田市高齢者支援課 ☎0234-26-5755
上山市福祉課 ☎023-672-1111	最上町健康福祉課 ☎0233-43-3117	三川町福祉支援センター ☎0235-35-7031
村山市福祉課 ☎0237-55-2111	市川町福祉支援センター ☎0233-32-0690	庄内町健康福祉課 ☎0234-43-0490
天童市保健給付課 ☎023-654-1111	東田川町健康福祉課 ☎0233-64-1525	新庄市健康福祉課 ☎0234-71-2130
東根市福祉課 ☎0237-42-1111	大蔵村健康福祉課 ☎0233-75-2104	
尾花沢市福祉課 ☎0237-22-1111	新川町福祉支援センター ☎0233-55-2111	
山辺町保健福祉課 ☎023-667-1107	戸沢町福祉支援センター ☎0233-32-0661	

各市町村の高齢者虐待の相談・通報窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。

山形県 高齢者虐待 窓口 検索

各種相談窓口

成年後見制度や権利擁護全般に関する相談

山形県社会福祉士会

山形市小川町2-3-31 (県社会福祉センター内)

月～金 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始除く)

☎023-615-6565

【こまき活用制度(専門家による相談対応制度)】

虐待等、対応が難しい事案については、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士の専門家より相談が受けられます。市町村からの依頼となりますので、まずはお近くの市町村までご連絡ください。

人権に関する相談

山形地方裁判所とその支局

月～金 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始除く)

☎0570-003-110

山形県認知症相談・交流拠点

さくらんぼカフェ

やまがた認知症コールセンター

(公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部)

山形市小川町2-3-30 (県小川庁舎2階)

月～金 12:00～16:00 (祝祭日、年末年始除く)

☎023-687-0387

発行：山形県健康福祉部高齢者支援課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

☎023-630-2158,3359

令和4年12月作成



高齢者が尊厳を持って安心して暮らせる社会を目指して

みんなで防ごう “高齢者虐待”

～地域で支え合いましょう～



地域みんなで
高齢者や介護する家族を支え、
高齢者虐待を防ぎましょう。

悩みを
抱え込まないで！
まずは相談を!!

こんな悩みや心配はありませんか？

高齢者の方

- 身の回りのことがうまくできず家族に怒られる
- 自分のお金を息子が勝手に使う
- 身の回りの世話をだれもしてくれない

介護をされている方

- 頑張って介護をしているのに、うまくいかなくてイライラする
- 介護のため、自分の時間が持てず、疲れがたまっている
- 御自身の病状が悪化し、介護を行うのが難しくなった

地域の方

- 近所から怒鳴り声やうめき声が聞こえる(急に聞こえなくなった)
- 近所の高齢者や家族(介護者)の様子が最近おかしい(中面チェックリスト参照)

山形県／山形県高齢者・障がい者虐待防止会議／山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

県チラシ

こんなことが「高齢者虐待」にあたります

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする など



経済的虐待

- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る など



心理的虐待

- 怒罵、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視する
- 侮辱を込めて、子供のように扱う など



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など

虐待にあたる行為であることを知らずに、虐待をしていることがあります

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- 室内にゴミや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない
- 必要な医療や介護サービスの利用を制限する
- 入浴をさせない など

※山形県における高齢者虐待の状況は山形県ホームページで公表しています。

なぜ高齢者虐待がおこるのでしょうか？

高齢者虐待には、様々な背景があります。

虐待を受けている人だけでなく、虐待をしている人にも支援が必要な場合もあります。

虐待者(介護者)の状況

- 介護疲れ・ストレス
- 病気が障がいがある
- 相談できる人がいない
- 経済的に苦しい
- 介護の知識不足
- 介護保険サービス等に係る知識不足 など

人間関係

- 家族の仲が悪い
- 家族間の精神的依存や経済的依存が強い
- 介護に対する考え方が合わない など

被虐待者(高齢者)の状況

- 身体的に自立して生活できない
- 認知症による行動の混乱がある
- 病気が障がいがある など

地域・社会環境

- 周囲の人が無関心である
- 近所づきあいが少ない
- 一人で介護をしている
- 介護をしている人も高齢である など

地域や家庭で考えてみましょう



高齢者虐待はどこの家庭にも、だれにでも起こりうる身近な問題です。

私たち一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深め、普段の生活の中で気がついたことや、できることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

日常的な声かけや見守りを

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたく見守り、地域全体で支えましょう。

介護の負担を軽くしましょう

介護をしている人が、長年の介護に疲れていたり、一生懸命なあまり追い詰められたりして、虐待に至るケースもあります。家族間のコミュニケーションを図るとともに、さまざまな医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

一人で、家族だけで問題を抱えこまないことが大切です。

積極的にサービスや制度、相談機関を活用しましょう

主な介護サービス

自宅で介護や家事の支援サービスを受ける訪問介護、日曜りで施設での食事や入浴等のサービスを受ける通所介護(デイサービス)、施設に短期入所して介護等のサービスを受ける短期入所(ショートステイ)などがあります。



成年後見制度

認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

各市町村や地域包括支援センターなどでは、認知症の症状がある高齢者の介護、健康面や経済的な問題、その他暮らしに関する心配ごとの相談を受け付けていますので、積極的に活用しましょう。



こんなサインを見逃さないで！

高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

あなたの身のまわり思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

高齢者の様子から

- ☐ 不自然なけがや傷がある
- ☐ 急に怖がる、家族を見るとおびえる
- ☐ 無気力、投げやりである
- ☐ 栄養失調、脱水症状がみられる
- ☐ 悪臭がする、服が汚れている、部屋が汚い
- ☐ 介護サービス利用や病院の受診が減った
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない
- ☐ やせてきている

介護者の様子から

- ☐ 介護に疲れている
- ☐ 無気力、投げやりである
- ☐ 高齢者を怒罵、しつこくと言って叩く
- ☐ 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
- ☐ 介護サービスを受けさせない
- ☐ 家に人を入れない、高齢者と親戚や友人等を会わせない
- ☐ 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる
- ☐ 留守にしていることが多い

虐待によって生命や身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した人は、速やかに市町村に通報する義務があります。

高齢者虐待の相談窓口

- ・おばあちゃんの介護に疲れてしまい、
どうしたらいいかわからない
- ・近所に住む高齢者が、
家族から虐待を受けている様子がある



- 長寿支援課ようご支援係
TEL 6 4 1 - 1 2 1 2 内線 6 5 1 ・ 6 5 2
- 各地域包括支援センター

介護予防・日常生活支援総合事業について

山形市における介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

～高齢者が自宅での生活・地域活動を持続するために～

介護予防スローガン 「このまちで 私らしく チャレンジ！」

高齢化が進展し、単身高齢者や認知症高齢者等が増加する中、日常生活への支援のニーズが高まっています。

山形市では、高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で暮らし続けるため、「要支援1・2」や「事業対象者」の方を対象に以下の介護予防・生活支援サービスを実施し、高齢者の介護予防・自立支援に取り組んでいます。

●訪問型サービス

おいしく栄養あつぷ訪問（C型）	栄養状態や生活行為の改善のため、管理栄養士が自宅に訪問
地域支え合いボランティア活動（B型・D型）	地域の支え合い活動による生活支援・移動支援
A型	一定の研修を受けた者による生活援助
従前相当	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助

●通所型サービス

山形市元氣あつぷ教室（C型）	運動機能向上と生活機能改善に向け、専門職が短期集中で支援 ※自宅訪問も行い、自宅生活を意識した支援を行います
地域支え合いボランティア活動（B型）	地域の支え合い活動による高齢者の居場所づくり
A型	簡単な体操、レクリエーション、交流等（2時間以上）
従前相当	日常生活の支援、レクリエーション、機能訓練等（3時間～）

サービス利用は
山形市元氣あつぷ
教室から

<通所型サービスの利用について>

下記の①～④の方以外の方は、山形市元氣あつぷ教室からの利用を基本としています。
その他、個別の事情がある方などは長寿支援課までご相談ください。

- ①歩行器具や歩行機器を使用しても著しく歩行が困難で、食事、排泄、衣服の着脱のいずれかにおいて介助を要する方
- ②認知症や精神疾患のある方でグループ訓練が困難な方
（精神疾患が落ち着いていれば利用が可能）
- ③視覚等に不安がある方
- ④医師より運動制限をされている方

おいしく栄養あっぷ訪問（C型）

以下のとおり、食事を通して生活の質を向上させ、在宅での自立した生活を維持できるよう、短期集中の栄養改善プログラムを行います。他の訪問系サービスとの併用もできます。

【対象者】

要支援1・2、事業対象者であって、ケアマネジメントにより事業の利用が適切と認められたもの

【対象者】

4～6か月間、最大12回まで、時間は2時間以内

【内容】

- ・ 管理栄養士が自宅を訪問し、栄養状態や食事に関する生活行為の改善を支援します。
- ・ 調理（献立の相談、調理のアドバイスや実践）
- ・ 整理整頓（台所や冷蔵庫内の整理、食品の保存方法）
- ・ 買い物（買い物の相談や付き添い）

【料金】

自宅への訪問 500円／回

山形市元気あっぷ教室（C型）

高齢者が地域活動を継続できるよう、短期集中プログラムを行います。利用者の8割以上の方の運動機能が維持、向上しており、利用後はその人らしい暮らしができ、地域の居場所や住民主体の通いの場、地域資源を活用した活動につなげていくことを目指しています。

【対象者】

要支援1・2、事業対象者であって、ケアマネジメントにより事業の利用が適切と認められた者

【対象者】

3～6か月間、週1回程度最大24回まで

【内容】

- ・ リハビリ専門職等が、各自の生活の目標にあわせて個別の運動プログラムを作成し、運動機能の向上と生活行為の改善を支援します。
- ・ リハビリ専門職がご自宅に訪問し、生活環境のアドバイスや自宅で継続できる運動等をお伝えします。

【料金】

運動プログラム 週1回利用 月2,000円（原則）

自宅への訪問 600円／回

<山形市元気あっぷ教室利用のイメージ>

肩が上がらず、洗濯物が干せなくなったり、足がふらつき、お風呂に入るのが不安…



できていたことができなくなったり、生活に不安が出たら、担当の地域包括支援センターに相談。

3～6か月
週1回
山形市元気
あっぷ教室
を利用

自分ができるようになって自信がついた！
これなら家でずっと暮らしていける！



回復が難しい場合は、従前相当、A型等で支援を継続

元気に、自宅での生活や地域活動を継続
（週1回の通いの場や地域での支え合い活動等も）

8割以上の方の 運動機能が向上！

図：R5年度 教室前後の片足立ちの変化



※認知症や疾患などで、利用が難しい場合は、従前相当・A型などを利用

地域支え合いボランティア活動（総合事業B型・D型）

地域における住民主体の支え合い活動（訪問による生活支援、交流の居場所づくり、付き添い支援等の移動支援）について、その活動の立ち上げや運営に要する経費の一部を補助するなどの支援を行っています。下記に掲載しているものは令和5年度に補助を実施した団体です。

詳細は「地域支え合いボランティア活動事業費補助金」の資料を別途作成しておりますので、そちらをご覧ください。

●訪問型サービスD（移動支援）

- （１）通院、買い物及び公的手続きなど、在宅生活を継続するために必要な行為を目的とする送迎前後の付き添い支援
- （２）住民主体の通いの場や通所型サービスB（以下「居場所」という。）への送迎（当該居場所の運営主体以外の主体が送迎を行う場合に限る）

●通所型サービスB（居場所づくり）

住民同士が定期的に集まって交流することで、楽しく社会参加できたり、見守りにつながったり、困った時は助け合うなど、支え合いの関係が築ける居場所

生活お役立ちガイドブック



◆掲載内容◆

- ・ 家事支援
- ・ 外出支援
- ・ 食材・弁当の配達
- ・ 日用品の配達
- ・ 見守り・安否確認に役立つ情報
- ・ 雪かきに役立つ情報
- ・ お出かけの場
- ・ 地域支え合いボランティア活動
- ・ 困ったときの相談先

等

高齢者等が家事や買い物などをサポートしてもらいたいと感じた時に活用してもらうため、生活支援コーディネーターが把握した社会資源情報をまとめたツールです。

公民館、コミュニティセンター等に設置するほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生児童委員等に周知しています。また、山形市ホームページにも掲載しています。

2 一般介護予防事業 ～65歳からのいきいき健康づくり～

一般介護予防事業は、すべての高齢者を対象に、介護予防・生活支援の推進を目的として行う事業です。

<地域介護予防活動支援事業>

住民主体の通いの場を支援します

「住民主体の通いの場」とは、住民の皆さんが主体となって、身近な集会所などに週1回以上集まり、介護予防の運動(いきいき百歳体操等)などを実施する活動の場です。

参加することで、足腰の筋力等の維持・向上につながり、また外出の機会や住民同士での地域づくりにもつながる効果があります。

「住民主体の通いの場」立ち上げ支援・継続支援

- 立ち上げから1年目までの団体には、
介護予防に関する出前講座といきいき百歳体操の紹介や説明、
いきいき百歳体操のDVDと重りの無料貸出を実施しています。
体力測定は年2回まで支援します。
- 2年目以上の団体には、介護予防に関する講師の派遣、体力
測定をあわせて年3回まで支援します。



<介護予防普及啓発事業・地域リハビリテーション活動支援事業>

地域で介護予防に取り組む団体を支援します

65歳以上の市民の方がいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、身近な集会所などで介護予防活動を行っている団体に、講師を無料で派遣します。

【内容】

介護予防(運動、栄養、口腔、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防等)
に関する講話や実技の講師派遣等

【対象】

参加者が概ね65歳以上、10人以上の市民で構成されている団体で、
主催が住民であること

※派遣回数や、派遣時間ほか、各団体と相談のうえ調整します。

<介護予防把握発事業>

節目年齢(75歳・80歳)の介護予防アンケート

【内容】

心身の状況等に関するアンケートをご自宅に送付し、回答内容によって
必要な方には個々に合わせた介護防に関するアドバイスをを行います。

【対象】

年度内に当該年齢になる山形市民

(要支援・要介護の認定を受けている方と総合事業の事業対象者を除く)

<介護予防普及啓発事業・地域リハビリテーション活動支援事業>

管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士等が訪問します

【内容】

栄養・口腔・運動面の機能低下リスクがある高齢者に対し、適切な
サービス利用につなげるために、専門職が訪問によりアセスメントを
行い、指導、サービス利用が望ましいと思われる場合は、必要なサー
ビスの紹介を行います。

【対象】

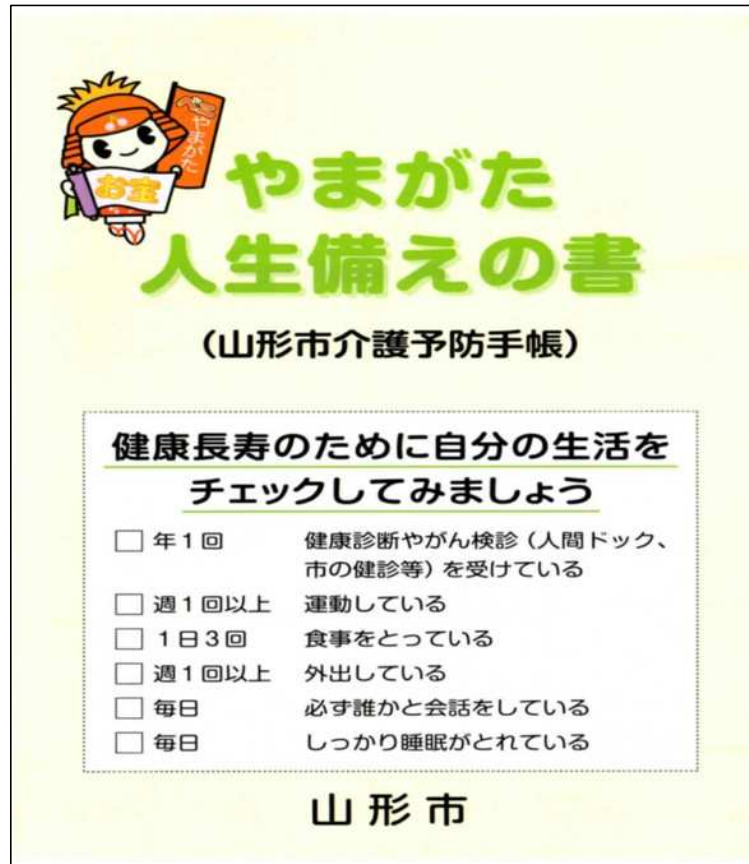
65歳以上の市民で、栄養・口腔・運動機能低下のリスクのある方(基
本チェックリスト等で栄養・口腔・運動の項目に該当する方や、個別支
援において専門職による介入が必要、あるいはその判断に迷う方)

【回数】

年度内 各専門職 1回まで

やまがた人生備えの書（山形市介護予防手帳）

「やまがた人生備えの書（山形市介護予防手帳）」は、地域の高齢者が、将来を見据えながら自主的に健康づくり・介護予防に取り組めるように、また、もしもの場合に備え適切な介護を受けることができるよう、介護予防に関する情報提供や、対象者が活動の記録を記載するための冊子です。



**やまがた
人生備えの書**
(山形市介護予防手帳)

**健康長寿のために自分の生活を
チェックしてみましょう**

☐ 年1回	健康診断やがん検診（人間ドック、市の健診等）を受けている
☐ 週1回以上	運動している
☐ 1日3回	食事をとっている
☐ 週1回以上	外出している
☐ 毎日	必ず誰かと会話をしている
☐ 毎日	しっかり睡眠がとれている

山形市

長寿支援課・地域包括支援センターで配布しておりますが、
山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」からダウンロードできます。



山形市 聴こえくつきり事業

近年、国内外の研究によって、難聴が認知症の最大の発症リスクになることが明らかになっています。

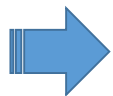
聞こえにくさから、会話に参加することが困難になり、人とのつながりが低下し、虚弱な状態や認知症のリスクにつながると言われています。そのため「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目指し、実施しています。

【内容】

- ・普及啓発
介護予防教室やリーフレットを用いたヒアリングフレイル※について理解を広める
 - ・早期発見、早期対応
アプリを使用した語音聴力チェック
自ら聴こえにくさに気づいて補聴器相談医を受診（補聴器相談医の紹介）
言語聴覚士による補聴器相談医への受診勧奨
補聴器購入費の支援（一部補助） 等
 - ・フォローアップ
補聴器を適切に継続して使用するための支援
 - ・データ分析
聴こえや活動意欲・行動の変化の調査分析
- ※ヒアリングフレイル（聴き取る能力の衰えのこと）

【スケジュール】

5～11月頃 介護予防教室
6～12月頃 聴こえのチェック



公民館・コミュニティセンター等
計8か所で開催

* 広報やまがた・包括だより・市ホームページ等で周知予定

<表：難聴の有病率>

25 dB以上

年代	男性	女性
60～64	18.8%	10.6%
65～69	43.7%	27.7%
70～74	51.1%	41.8%
75～79	71.4%	67.3%
80～	84.3%	73.3%

出典：国立長寿医療研究センター
「老化に関する長期縦断疫学研究」

<ヒアリングフレイル啓発リーフレット>



介護支援ボランティアポイント制度

高齢者が活動を通じて、「社会参加や地域貢献を行う」とともに「自らの健康増進も図る」ことを支援する取組

令和元年9月から開始している「山形市健康ポイント事業SUKSK（スクスク）」において、介護支援ボランティアをポイント付与対象として実施してきました。ボランティア受け入れ事業所として登録した介護保険サービス提供事業所（ポイント付与事業所）でボランティアをされた方にSUKSKポイントを付与します。

ポイントの違い

- (1) **介護支援ボランティアポイント**
介護保険サービス提供事業所で
ボランティア活動をした人がもらえます。
- (2) **SUKSKポイント**
健康づくり（介護予防）に関する事業や
イベントに参加した人がもらえます。



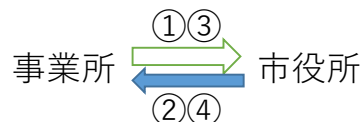
登録事業所のメリット

- ・地域とのつながりが深まる
- ・社会貢献ができる
- ・入所者の生活をより豊かにする
- ・介護支援ボランティアポイント付与事業所として、人材不足改善の手助けになる
- ・市ホームページに掲載される



受け入れる事業所が行うポイント付与のための準備

- (1) 介護支援ボランティア活動をした人にポイントを付与できるサービスの内容を決める
例：お茶出し・配膳・シーツ交換・話し相手など
（無償のものに限る）
- (2) 介護支援ボランティア受け入れ事業所の登録をする



- ①電話やメールで知らせる
- ②手続き書類が事業所に届く
- ③手続きの書類を提出する
- ④QRコード、シールが事業所に届く

- (3) 登録したサービスのボランティアをした人にポイントを付与する

介護支援ボランティアをした人のメリット

- ・ポイント対象項目のボランティアをするとSUKSK 500ポイントが付与される
- ・社会参加や地域貢献ができる
- ・新しい生きがいが見つかり、楽しく健康増進ができる（介護予防・健康づくり）

